

入院医療費は「DPC包括支払制度」により計算されます

湖東記念病院では平成23年4月1日より「DPC対象病院」として厚生労働省の認定を受けました。このため入院医療費の計算方法が1日当たりの定額の医療費を基本とした計算方法(DPC包括支払制度)となります。ご理解頂きますようお願いいたします。

[包括支払制度(DPC)とは]

従来の診療行為ごとに計算する「出来高方式」とは異なり、患者さまの病名とその病状・手術や処置の有無・合併症の有無等をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの定額からなる包括部分(投薬・注射・処置・入院料等)と出来高部分(手術・麻酔・リハビリ・指導料等)を組み合わせる方法です。ただし、すべての入院患者さまに「包括支払制度(DPC)」が適用されるわけではなく、病気の種類等によって従来の「出来高方式」で医療費を計算する場合があります。このほか、労災保険・交通事故(自賠責)、自費診療等は従来の「出来高方式」での請求となります。

[患者さまにお願い]

1. 「包括支払制度(DPC)」では一つの病名に対して入院診療を行うことを前提とした制度であり、緊急を要しない他の疾患の検査や治療については、退院後にお願いすることがありますのでご理解下さい。
2. 原則として、当院入院中に他医での診療や投薬を受けて頂くことはできません。他医受診を希望される場合は必ず医師又は看護師にご相談ください。

[請求について]

1. 入院中の診療費一部負担金の請求は月末締め(月単位:翌月初旬)となります。
2. 入院後、病状の経過や治療内容によって、入院当初のDPC分類が変更になった場合は請求額が変わります。このような場合は入院月にさかのぼって再計算を行い差額調整させていただきます。
3. 「高額療養費限度額適用認定証(※1)」の交付申請をされますと病院でお支払いいただく診療費一部負担金が限度額までとなりますのでこの制度の利用をお勧めします。

※1 認定を受けるには事前(入院前)の申請が原則です。

出来高	包括部分	出来高部分
入院基本料	入院基本料	
入院基本料等加算		入院基本料等加算 (入院時医学管理加算、地域医療支援病院入院診療加算、臨床研修病院入院診療加算、診療録管理体制加算、看護補助加算及び医療安全対策加算を除く)
医学管理等	医学管理等(手術前・後医学管理料に限る)	医学管理等(手術前・後医学管理料を除く)
在宅医療		在宅医療
検査	検査(内視鏡検査、カテーテル検査、病理学的検査・判断料等を除く)	検査(内視鏡検査、カテーテル検査、病理学的検査・判断料等に限る)
画像診断	画像診断(造影剤注入手技、画像診断管理加算を除く)	画像診断(造影剤注入手技、画像診断管理加算に限る)
投薬	投薬	
注射	注射	
リハビリテーション	リハビリテーション(薬材料に限る)	リハビリテーション(薬材料を除く)
精神科専門療法	精神科専門療法(薬材料に限る)	精神科専門療法(薬材料を除く)
処置	処置(1000点未満)	処置(1000点以上)
手術		手術
麻酔		麻酔
放射線療法		放射線治療

<算定式> 包括範囲点数 = 診断群分類毎の1日あたり点数 × 医療機関別係数 × 在院日数

©厚生政策情報センター

ご不明な点がございましたら本館棟1階 総合受付 医事課DPC請求担当者までお申し出下さい。

<平日 9:00~16:00、土曜日 9:00~12:30>

医療法人社団 湖東記念病院(医事課)